

面会交流事件から見えてきたこと

会員 茨木 佳貴



きっかけ

昨年8月に弁護士登録をし、ロースクールの教授でもある棚瀬孝雄弁護士の事務所に入所した。入所のきっかけは、法社会学の授業を受けたり、リサーチペーパーの指導を受けたりしたことにある。「役に立たない」と言われている基礎法学だが、就職難の時代にとっても「役に立った」といえる。

離婚弁護士

事務所では、親権・監護権紛争を専門の一つとして扱っている。それも、子どもに会えず、面会交流を求める側の弁護しにくい。家事事件で複数の弁護士が実質的にも代理しているケースをあまりみないが、共同受任して2人で書面を作成し、調停・審判にも出席している。

依頼者の大半は、面会交流の専門の弁護士に頼みたいということで、弁護士を変えてきた人たちである。新人弁護士とはいえ、前に依頼していた弁護士以上のパフォーマンスを示せるよう努力している。

親権・監護権紛争は、通常、一方の親が子どもを連れ去って別居するところから始まる。子どもと会うことを求めると、「落ち着くまでは会わせたくない」、「子どもが会いたいと言っていない」、「連れ戻されるおそれがある」などと言って面会を拒否され、途方に暮れた親が弁護士に依頼するのである。

子どもの心を傷付ける連れ去り・切り離し行為にサンクションがなく、むしろ親権者指定で有利になるというインセンティブが働いてしまうのが現在の問題である。ハーグ条約の加盟だけでなく、国内の連れ去りに対処する法の制定が必須である。

キャッチボール

面会交流の事件を扱っていると、休日に面会交流に立ち会うことが多い。先日も、2年半ぶりに子どもと会えるという面会交流に立ち会った。監護親である母親の付添いが認められていて、最初の15分間は「帰る」と言って母親から離れなかったが、依頼者である父親と一緒にあって母親と子どもを説得し、なんとか離れさせた。時折涙を流しながら30分くらい父親が子どもに話しかけたが、子どもは父親の目を見ず下を向いたまま無反応で、母親の方は「何を話しているか聞きたい」と言って近づこうとしたり、子どもの視界に入るような位置に移動したりするので、必死に牽制した。

面会交流が始まって45分くらい経ち、私も子どもに向かって、「お父さんがどんなに会いたかったか分かるかい」、「キャッチボールがしたいといつも言っているよ」と話しかけ、ボール遊びをさせた。すると、体を動かし出したことで子どもの態度が少し変わり、「広いところでキャッチボールをしよう」と私が言うと、今までの表情が一変し満面の笑みで父親とキャッチボールをし始めた。私も、スーツが砂まみれになりながら、子どものバッティングピッチャーをして一緒に遊んだ。

帰り支度をしているときに母親が近づいてくると表情がまた変わり、「今日は楽しかった？」と聞いても「つまらなかった」と素っ気なく返事をするだけになった。切り離しの恐ろしさを実感した瞬間だった。

面会交流事件では、契約書上の依頼者である親のためだけに弁護活動をしているわけではない。依頼を受けていない子どものためにも、最善を尽くしているのである。